

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その翌日
が休息日)

目 次

◇規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（職員課）

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則（児童家庭課）

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則（消防防災課）

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（建築課）

古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則の一部を改正する規則（生活保安課）

公布された規則のあらまし

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一 実施機関が行うよう努めなければならない福祉事業として次の事業を加える

こととした。（第十六条関係）

- (一) 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業
 - (二) 介護用機器に関する事業
 - (三) 在宅介護のための住宅に関する事業
 - (四) 長期家族介護者援護金の支給
 - (五) 身体障害者用自動車に関する事業
 - (六) 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業
 - (七) 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業
- 二 その他「福祉施設」の名称を「福祉事業」に改める等所要の規定の整備を行うこととした。
- 三 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 自動販売機による販売を自主規制する衛生用品は、コンドーム、避妊用具及び性具とすることとした。（第一条の二関係）
- 二 この規則は、公布の日から施行することとした。

◇鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

- 一 殉職者顕彰金の額を次のとおり引き上げることとした。（別表第一関係）

功 勞 の 程 度	支 給 額	
	現 行	改 正 後
特に抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	二一、〇〇〇、〇〇〇円	二五、二〇〇、〇〇〇円
抜群の功勞があり、他の模範となると認められる者	一五、六〇〇、〇〇〇円	一八、七〇〇、〇〇〇円

二 障害者顕彰金の額を次のとおり引き上げることとした。(別表第二関係)

障害の等級	功労の程度		支給額	改正後
	現	行		
一級	特に顕著な功労	一、三〇〇、〇〇〇円以下 七、五〇〇、〇〇〇円以上	二、六〇〇、〇〇〇円 九、〇〇〇、〇〇〇円以上	二、六〇〇、〇〇〇円 九、〇〇〇、〇〇〇円以上
	多大な功労	四、一〇〇、〇〇〇円	四、九〇〇、〇〇〇円	四、九〇〇、〇〇〇円
	抜群の功労	一、二、九〇〇、〇〇〇円	一、五、五〇〇、〇〇〇円	一、五、五〇〇、〇〇〇円
二級	特に顕著な功労	一〇、一〇〇、〇〇〇円以下 六、六〇〇、〇〇〇円以上	二、一〇〇、〇〇〇円以下 七、九〇〇、〇〇〇円以上	二、一〇〇、〇〇〇円以下 七、九〇〇、〇〇〇円以上
	多大な功労	三、八〇〇、〇〇〇円	四、六〇〇、〇〇〇円	四、六〇〇、〇〇〇円
	抜群の功労	一、一、三〇〇、〇〇〇円	一、三、六〇〇、〇〇〇円	一、三、六〇〇、〇〇〇円
三級	特に顕著な功労	八、九〇〇、〇〇〇円以下 五、九〇〇、〇〇〇円以上	一〇、七〇〇、〇〇〇円以下 七、一〇〇、〇〇〇円以上	一〇、七〇〇、〇〇〇円以下 七、一〇〇、〇〇〇円以上
	多大な功労	三、四〇〇、〇〇〇円	四、一〇〇、〇〇〇円	四、一〇〇、〇〇〇円
	抜群の功労	一〇、一〇〇、〇〇〇円	二、一〇〇、〇〇〇円	二、一〇〇、〇〇〇円
四級	特に顕著な功労	七、九〇〇、〇〇〇円以下 五、三〇〇、〇〇〇円以上	九、五〇〇、〇〇〇円以下 六、四〇〇、〇〇〇円以上	九、五〇〇、〇〇〇円以下 六、四〇〇、〇〇〇円以上
	多大な功労	三、〇〇〇、〇〇〇円	三、六〇〇、〇〇〇円	三、六〇〇、〇〇〇円
	抜群の功労	八、六〇〇、〇〇〇円	一〇、三〇〇、〇〇〇円	一〇、三〇〇、〇〇〇円

特に顕著な功労があると認められる者	一、三〇〇、〇〇〇円以下 七、五〇〇、〇〇〇円以上	二、三〇〇、〇〇〇円以下 九、〇〇〇、〇〇〇円以上
多大な功労があると認められる者	四、一〇〇、〇〇〇円	四、九〇〇、〇〇〇円

三 その他所要の規定の整備を行うこととした。
四 この規則は、公布の日から施行し、平成七年四月一日から適用することとした。

八級	七級	六級	五級
特に顕著な功労	特に顕著な功労	特に顕著な功労	特に顕著な功労
四、一〇〇、〇〇〇円以下 二、八〇〇、〇〇〇円以上	四、九〇〇、〇〇〇円以下 三、四〇〇、〇〇〇円以上	五、八〇〇、〇〇〇円以下 三、九〇〇、〇〇〇円以上	六、八〇〇、〇〇〇円以下 四、六〇〇、〇〇〇円以上
一、六〇〇、〇〇〇円	一、九〇〇、〇〇〇円	二、三〇〇、〇〇〇円	二、六〇〇、〇〇〇円
一、九〇〇、〇〇〇円	二、三〇〇、〇〇〇円	二、八〇〇、〇〇〇円	三、一〇〇、〇〇〇円
多大な功労	多大な功労	多大な功労	多大な功労
四、九〇〇、〇〇〇円以下 三、四〇〇、〇〇〇円以上	五、九〇〇、〇〇〇円以下 四、一〇〇、〇〇〇円以上	七、〇〇〇、〇〇〇円以下 四、七〇〇、〇〇〇円以上	八、二〇〇、〇〇〇円以下 五、五〇〇、〇〇〇円以上
六、四〇〇、〇〇〇円	七、六〇〇、〇〇〇円	九、〇〇〇、〇〇〇円	九、〇〇〇、〇〇〇円
一、九〇〇、〇〇〇円	二、三〇〇、〇〇〇円	二、八〇〇、〇〇〇円	三、一〇〇、〇〇〇円
抜群の功労	抜群の功労	抜群の功労	抜群の功労
四、一〇〇、〇〇〇円	五、一〇〇、〇〇〇円	六、一〇〇、〇〇〇円	七、一〇〇、〇〇〇円
五、三〇〇、〇〇〇円	六、三〇〇、〇〇〇円	七、三〇〇、〇〇〇円	八、三〇〇、〇〇〇円

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第二条中「福祉施設」を「福祉事業」に、「施設」を「事業」に改める。

「第二章 補償及び福祉施設」を「第二章 補償及び福祉事業」に改める。

第十六条の見出し中「福祉施設」を「福祉事業」に改め、同条中「福祉施設」を「条例第十六条第一項の福祉事業」に、「施設」を「事業」に改め、第十八号を第二十一号とし、第八号から第十七号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の三号を加える。

八 在宅介護を行う介護人の派遣に関する事業

九 介護用機器に関する事業

十 在宅介護のための住宅に関する事業

第十六条に次の二号を加える。

二十二 長期家族介護者援護金の支給

二十三 身体障害者用自動車に関する事業
第十六条に次の一項を加える。

2 条例第十六条第二項の福祉事業の種類は、次のとおりとする。

一 公務上の災害を防止する対策の調査研究に関する事業

二 公務上の災害を防止する対策の普及及び推進に関する事業

第十七条の見出し中「福祉施設」を「福祉事業」に改め、同条中「福祉施設をする」を「福祉事業を行う」に改める。

第十八条の見出し中「福祉施設」を「福祉事業」に改め、同条第一項中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

第二十五条第三項中「福祉施設」を「福祉事業」に改め、同条第一項中「福祉施設」を「福祉事業」に改める。

介護者

介護者				

を

介護者

介護者				

介護用機器

介護用機器				

在宅介護のための住宅

在宅介護のための住宅				

に

障害者援護特別給付金

障害者援護特別給付金				

を

障害者特別給付金					
長期家族介護者援護金					
身体障害者用自動車					

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十五号

鳥取県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県青少年健全育成条例施行規則（昭和五十六年三月鳥取県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の一条を加える。

（衛生用品）

第一条の二 条例第十二条第三項の規則で定めるものは、コンドーム、避妊用具及び性具とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十六号

鳥取県消防顕彰金条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県消防顕彰金条例施行規則（昭和四十四年三月鳥取県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「総務部長」を「生活環境部長」に、「総務部次長」を「生活環境部次長」に改め、同条第三項中「人事課長、職員厚生課長」を「職員課長」に改める。

別表第一中「二、〇〇〇、〇〇〇円」を「二五、二〇〇、〇〇〇円」に、「一五、六〇〇、〇〇〇円」を「一八、七〇〇、〇〇〇円」に、「一一、三〇〇、〇〇〇円」を「一三、六〇〇、〇〇〇円」に、「七、五〇〇、〇〇〇円」を「九、〇〇〇、〇〇〇円」に、「四、一〇〇、〇〇〇円」を「四、九〇〇、〇〇〇円」に改める。

別表第二中「一五、六〇〇、〇〇〇円」を「一八、七〇〇、〇〇〇円」に、「一一、三〇〇、〇〇〇円」を「一三、六〇〇、〇〇〇円」に、「七、五〇〇、〇〇〇円」を「九、〇〇〇、〇〇〇円」に、「四、一〇〇、〇〇〇円」を「四、九〇〇、〇〇〇円」に、「二、九〇〇、〇〇〇円」を「三、五〇〇、〇〇〇円」に、「一〇、一〇〇、〇〇〇円」を「一二、一〇〇、〇〇〇円」に、「六、六〇〇、〇〇〇円」を「七、九〇〇、〇〇〇円」に、「三、八〇〇、〇〇〇円」を「四、六〇〇、〇〇〇円」に、「八、九〇〇、〇〇〇円」を「一〇、七〇〇、〇〇〇円」に、「五、九〇〇、〇〇〇円」を「七、一〇〇、〇〇〇円」に、「三、四〇〇、〇〇〇円」を「四、一〇〇、〇〇〇円」に、「七、九〇〇、〇〇〇円」を「九、五〇〇、〇〇〇円」に、「五、三〇〇、〇〇〇円」を「六、〇〇〇、〇〇〇円」に改める。

四〇〇、〇〇〇円」に、「三、〇〇〇、〇〇〇円」を「三、六〇〇、〇〇〇円」に、「八、六〇〇、〇〇〇円」を「一〇、三〇〇、〇〇〇円」に、「六、八〇〇、〇〇〇円」を「八、二〇〇、〇〇〇円」に、「四、六〇〇、〇〇〇円」を「五、五〇〇、〇〇〇円」に、「二、六〇〇、〇〇〇円」を「三、一〇〇、〇〇〇円」に、「五、八〇〇、〇〇〇円」を「七、〇〇〇、〇〇〇円」に、「三、九〇〇、〇〇〇円」を「四、七〇〇、〇〇〇円」に、「二、三〇〇、〇〇〇円」を「二、八〇〇、〇〇〇円」に、「六、三〇〇、〇〇〇円」を「七、六〇〇、〇〇〇円」に、「四、九〇〇、〇〇〇円」を「五、九〇〇、〇〇〇円」に、「一、九〇〇、〇〇〇円」を「二、三〇〇、〇〇〇円」に、「二、八〇〇、〇〇〇円」を「三、四〇〇、〇〇〇円」に、「一、六〇〇、〇〇〇円」を「一、九〇〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県消防顕彰金条例施行規則の規定は、平成七年四月一日から適用する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十七号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表五輪団地の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十月十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則第七十八号

古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則の一部を改正する規則

古物営業及び質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則（昭和五十三年十月鳥取県規則第六十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則

本則中「古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第十条及び」を削る。
本則の表を次のように改める。

区 分	金 額
一 許可証交付手数料	一万二千元
二 許可証書換え手数料	二千五百円

イ 営業所の移転、管理者の新設若しくは変更、法定代理人の変更又は法人の代表者の変更に係るもの

三 許可証再交付手数料		
	ロ イに掲げるもの以外のもの	五百円
		七百元

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成七年十月十八日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に許可等の申請がなされたものに係る手数料については、改正後の質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(鳥取県収入証紙規則の一部改正)

3 鳥取県収入証紙規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一号(54)を次のように改める。

(54) 鳥取県古物営業許可申請手数料等徴収条例(平成七月十月鳥取県条例第二十八号)

第二条の規定に基づく手数料

別表第一号中(61)を(62)とし、(55)から(60)までを一ずつ繰り下げ、(54)の次に次のように加える。

(55) 質屋営業の許可証に関する手数料徴収規則(昭和五十三年十月鳥取県規則第六十号)に基づく手数料